

令和元年 5 月教育委員会定例会会議録

1 日 時 令和元年 5 月 20 日（月） 午後 2 時 00 分から

2 場 所 教育プラザ 大会議室

3 出席者

教育長 野澤 朗 1 番委員 徳道 茂 2 番委員 中野 敏明
3 番委員 濱 祐子 4 番委員 本間 倫子

(教育長及び委員以外の出席者)

教育次長 早川義裕、教育部長 柳澤祐人、教育総務課長 金子良仁、教育総務課参事 藤田賢一郎、人権・同和对策室長 大島 茂、学校教育課長 宮川高広、社会教育課長 小嶋栄子、社会教育課参事 川上裕一、文化行政課長 中西 聡、スポーツ推進課長 田中秀明、スポーツ推進課参事 石澤克明、オリンピック・パラリンピック推進室長 米川美樹、教育センター所長 藤本孝昭、高田公園オーレンプラザ館長 岩野俊彦、高田図書館長 内藤祐子、直江津学びの交流館長・直江津図書館長 柴山弥松、青少年健全育成センター所長 山崎光隆、歴史博物館長・小林古径記念美術館長 宮崎俊英、高田幼稚園長 中嶋賢一
事務局 教育総務課副課長 柳澤直也、塚田美和子、企画係長 内山陽平、企画係主事 上野 誠

4 傍聴人 1 人

5 会議に付議した事件

議案第 30 号 令和元年度上越市一般会計（教育費）補正予算について

議案第 31 号 上越市学校適正配置審議委員会委員の委嘱及び解任について

議案第 32 号 上越市立学校の学校薬剤師の委嘱及び解任について

議案第 33 号 上越市奨学金貸付審査委員会委員の委嘱について

議案第 34 号 上越市就学支援委員会委員の委嘱及び解任について

議案第 35 号 上越市結核対策委員会委員の委嘱について

議案第 36 号 上越市立図書館協議会委員の任命について

報告第 12 号 専決処分した事件の承認について（上越市学校運営協議会委員の任命及び解任）

報告第 13 号 専決処分した事件の承認について（上越市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱及び解任）

報告第 14 号 専決処分した事件の承認について（上越市キャリア・スタート・ウィーク実行委員の委嘱及び解任）

会議録署名委員の指名 徳道 茂 委員

教 育 長	議案第 30 号について、上越市教育委員会会議規則第 15 条の規定により、非公開としたいがよいか。
委 員	全委員同意
教 育 長	議案第 30 号令和元年度上越市一般会計（教育費）補正予算について上程、説明を求める。
教育総務課長	（非公開）
教 育 長	議案について意見、質問を求める。 （意見、質問内容非公開）
教 育 長	それでは、議案第 30 号についてはご承認いただけるか。 原案どおり承認
教 育 長	非公開の審議はここまでとする。続いて、議案第 31 号上越市学校適正配置審議委員会委員の委嘱及び解任について上程、説明を求める。
教育総務課長	上越市学校適正配置審議委員会は、上越市立の学校の教育環境の一層の充実及び振興を目指し、全市的な視点から学校の適正配置基準等について検討するために設置しているものである。 このたびの委嘱及び解任は、関係機関の代表者の変更に伴うものであり、任期は、前任者の残任期間である令和元年 6 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までである。
教 育 長	議案について意見、質問を求める。
委 員	意見、質問なし
教 育 長	それでは、議案第 31 号についてはご承認いただけるか。 原案どおり承認
教 育 長	議案第 32 号上越市立学校の学校薬剤師の委嘱及び解任について上程、説明を求める。
教育総務課長	このたびの委嘱及び解任は、戸野目小学校の学校薬剤師について、上越薬剤師会から交代の申し出があったことに伴うものであり、任期は、前任者の残任期間である令和元年 6 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までである。
学校教育課長	戸野目小学校の学校薬剤師であった西高田薬局の小林氏が配置転換となり、後任として同薬局の桜井氏の推薦があったものである。
教 育 長	議案について意見、質問を求める。

本間委員	学校薬剤師の業務内容について教えてほしい。
学校教育課長	学校薬剤師には、主に、学校に配置してある薬品の点検や管理、衛生基準を満たしているかどうかの確認をしていただいております、年に3回、点検項目を分けて点検を行っている。
教育長	学校にある薬品と聞くと、保健室にある医薬品等をイメージするが、プールの薬剤や理科関係の薬品がある。 空気や照度についての確認などについては、薬剤師の業務ではないのではないかと いう議論も出ている。
学校教育課 手塚副課長	照度や黒板の反射の状況、空気の環境など、学校薬剤師からは、学校安全法で定められた基準の中で、多岐に渡る検査項目を確認していただいている。
本間委員	薬剤師は市内の学校を巡回しているのか。
教育長	1校に1人ずつ配置している。これまでは、地域に必ず薬剤師のいる薬局があったが、高齢化していたり、チェーン店のような薬局にお客が流れたりして、そのような薬局が少なくなっている。チェーン店のような薬局の薬剤師は、地域への思いが薄い傾向があるので、学校薬剤師の確保が難しくなっている。 それでは、議案第32号についてはご承認いただけるか。
	原案どおり承認
教育長	議案第33号上越市奨学金貸付審査委員会委員の委嘱について上程、説明を求め る。
教育総務課長	上越市奨学金貸付審査委員会は、教育の機会均等を図るため、経済的理由で修学が困難な学生又は生徒に対し学資を貸し付けるに当たり、資格審査等を行うため組織しているものである。 このたびの委嘱は、任期満了に伴い、6人の委員を委嘱するものであり、新任が2人、再任が4人である。 任期は、令和元年6月1日から令和3年5月31日までの2年間である。
教育長	議案について意見、質問を求める。
濱委員	上越市奨学金は上越学生寮奨学金とは全く別だと思うが、以前、上越学生寮奨学金の案件で、決定方法は書類審査のみとお聞きして、面接も必要ではないかという話をした。上越市奨学金は、どのくらいの方が応募していて、どのように選考しているか聞きたい。
学校教育課 手塚副課長	上越市奨学金は、学校を通じて、予約募集と在学募集という2つの募集を行っている。審査は、学校からの推薦状と成績証明書に基づき、要件にあっているか、将来性はどうかという点を踏まえて審査し、決定している。本年度は、予約募集を昨年10月に行い12人について決定している。在学募集は5月に応募を締め切り、6月に審査会を予定しているが、7人の応募がある。全体としては19人で、当初予定していた概ね20人という枠を確保できる見込みである。
教育長	審査について、書類並びに個人面接を行うというご意見に対し、検討の経緯があれば説明してほしい。
学校教育課 手塚副課長	現時点では、中学校や高等学校の教員、保護者代表の方々の審査により決定している。個人面接を行うことについては、今後、審査会で意見を聞きながら検討していきたい。

教 育 長	<p>予約募集という仕組みがなかった時は応募者が少なかったが、平成 30 年度に予約募集を始めてから応募者が増えてきた。</p> <p>上越学生寮奨学金についてはどうか。</p>
教育総務課長	<p>上越学生寮奨学金について、これまでは東京近郊の大学等に限っていたものを、今年度から全国の大学等に要件を拡大したところ 26 人の応募があった。</p> <p>審査は、応募時に提出されるレポートに基づいて行っており、例年 7～8 人を採用している。奨学金の月額は大学生 7 万円、大学院生 10 万円で、無利子である。</p>
学校教育課 手塚副課長	<p>上越市奨学金の月額は、高校生 1 万 5 千円、大学生 4 万円で、無利子である。</p> <p>償還期間は、高校生、大学生ともに貸付期間の 3 倍以内の年数としている。</p>
教 育 長	<p>2 つの奨学金について説明があったが、目的、対象、金額について異なっている。将来的に、名前を一緒にすることはあるかもしれないが、制度としては 2 つあっていいと思っている。給付型奨学金は、市では今のところ考えていないが、県が頑張っているので、少し見守りたいと考えている。</p>
濱 委 員	<p>上越学生寮奨学金は倍率が高く、審査する方も大変だと思う。評議員にお任せして決められているということが分かった。</p>
教 育 長	<p>私たちも評議会に同席しているが、レポートをしっかりとお読みいただいでいて、評議員の皆さんがいいとおっしゃる方は大体一致しており、傾向がはっきりしている。評議委員にはご苦労していただいているが、審査としては効果があると思っている。</p> <p>それでは、議案第 33 号についてはご承認いただけるか。</p>
	<p>原案どおり承認</p>
教 育 長	<p>議案第 34 号上越市就学支援委員会委員の委嘱及び解任について上程、説明を求める。</p>
教育総務課長	<p>上越市就学支援委員会は、特別な教育的支援を必要とする幼児、児童及び生徒一人一人の適切な就学や支援方針について提言を行うために組織しているものである。</p> <p>このたびの委嘱及び解任は、教職員や関係行政機関の職員の人事異動に伴い、委員 9 人を委嘱及び解任するものであり、任期は、前任者の残任期間である令和元年 6 月 1 日から令和 2 年 5 月 31 日までである。</p>
教 育 長	<p>就学相談の件数が増えており、300 件を超えている。全体の 20.9%が就学相談である。私が健康福祉部長だった頃は 7～8%だったので、倍以上になっている。その時は新潟市が 5%だと記憶している。その時には、県の義務教育課から電話があり、見つけすぎるという注意があった。健康福祉部が見つけた案件を教育委員会に送って、就学支援委員会にかけているという理解で注意されたことをよく覚えている。</p> <p>相談があった子どもを普通学級、特別支援学級、特別支援学校のそれぞれ見合ったところに行っていただくことを決定する場であるが、最終的には、保護者がそれを受けて、普通学級がいいとか支援学級に入れてほしいということ聞く場でもある。支援学級は、その先に県の審査があつてなかなか難しいが、手続きとしてはそうになっている。</p> <p>議案について意見、質問を求める。</p>
本 間 委 員	<p>会議の開催時期はいつ頃か。</p>

学校教育課長	<p>今年度は、6月に第1回就学支援委員会を開催し、今年度の就学相談の実施方法や担当の確認を行う。10月には第2回として、就学相談の要検討ケースの審議を行い、3月には第3回として、今年度の就学相談に係る業務の反省や次年度の検討を行う予定である。</p> <p>10月の第2回の前には、各学校の担当職員、すこやかなくらし包括支援センター職員、就学アドバイザーで就学相談にかけるための検査を約3か月に渡って行う予定である。</p>
教 育 長	何班編成なのか。
学校教育課 手塚副課長	地域ごとに7つくらいのグループに分かれる予定である。
本 間 委 員	医師や色々な方が関わっているので、様々な意見が聞けるといいと思う。
教 育 長	先ほどの説明に就学アドバイザーという名前も出てきたが、こども発達支援センターに学校に勤務経験のある方から2人入っていただき、その方にWISCをとってもらったりしている。精度が結構高くなっているようである。
中 野 委 員	就学支援委員会の考えどおりにいかない案件はどのくらいあるか。そして、その結果、どうなっているか。そういうところが重要である。
教 育 長	<p>誰が最終的に決定するかというと、今のルールで言えば保護者である。保護者の話を聞いた結果、例えばその後に手に負えなくなったり、普通学級に戻ったりするケースもあると思うので、次回までに整理してデータをお示ししたい。</p> <p>先日も教育長会議で議論になっていたが、現場は支援学級を増やしたいが、県の義務教育課とすればなかなか難しい面がある。もうひとつは、一定の人数、つまり9人を超えると教室を2つに分けなければならないが、そうなっても先生を配置できないという話もあり、なかなか厳しく、ここはとても大事なところであると思っている。今後も逐次ご報告していきたい。</p> <p>それでは、議案第34号についてはご承認いただけるか。</p>
	原案どおり承認
教 育 長	議案第35号上越市結核対策委員会委員の委嘱について上程、説明を求める。
教育総務課長	<p>上越市結核対策委員会は、結核健康診断等の実施状況や結果を把握し、結核専門医や学校医、学校関係者及び地域保健関係者等が意見交換を行い、結核対策について検討を行うために設置しているものである。</p> <p>このたびの委嘱は、任期満了に伴い、6人の委員を委嘱するものであり、新任が4人、再任が2人である。</p> <p>任期は、令和元年6月1日から令和3年5月31日までの2年間である。</p>
教 育 長	議案について意見、質問を求める。
委 員	意見、質問なし
教 育 長	それでは、議案第35号についてはご承認いただけるか。
	原案どおり承認
教 育 長	議案第36号上越市立図書館協議会委員の任命について上程、説明を求める。
教育総務課長	上越市立図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図

書館サービスに対するご意見をいただくために設置しているものであります。

このたびの委嘱は、任期満了に伴い、10人の委員を委嘱するものであり、新任が4人、再任が6人である。

任期は、令和元年6月15日から令和3年6月14日までの2年間である。

高田図書館長

新任の委員として、校長会から推薦いただいた高等学校長の柳沢委員と読み聞かせボランティア団体代表の高野委員を委嘱した。公募委員については、3人募集したところ4人から応募があり、志望動機及び作文を基に書類選考を行った結果、新任の大堀委員と内田委員、再任の上原委員を選任した。

教 育 長

議案について意見、質問を求める。

委 員

意見、質問なし

教 育 長

それでは、議案第36号についてはご承認いただけるか。

原案どおり承認

教 育 長

報告第12号専決処分した事件の承認について上程、説明を求める。

教育総務課長

上越市学校運営協議会は、教育委員会及び校長の権限と責任の下、保護者、地域住民等の学校運営への参画並びに保護者、地域住民等による学校運営への支援及び協力を促進することにより、学校と保護者、地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善及び園児、児童又は生徒の健全育成に取り組むことを目的に設置しているものである。

このたびの専決処分は、教職員の人事異動による交代の報告に伴い、上越市教育委員会教育長に対する事務の委任及び専決規則第3条の規定に基づき、上越市学校運営協議会委員2人を専決処分により任命及び解任したものである。

解任の発令日は平成31年4月30日、任命の発令日は令和元年5月1日で、任期は同日から前任者の残任期間である令和2年3月31日までである。

なお、学校運営協議会委員の総数は、現時点では877人で、未だ欠員となっている1人については、5月下旬に決定する見込みである。

学校教育課長

教育委員会4月定例会後に、板倉中学校から、有恒高等学校長及び教頭職の委員について年度当初の報告に誤りがあったとの報告があったことから、このたび委嘱及び解任を行うものである。これを受けて、各学校には次年度に向けて、報告内容の点検徹底等について周知を行いたいと考えている。

なお、未だ欠員となっている1人については、前回も説明したが、城北中学校における学区会会長が5月末に行われる学区会で決定するため、その後に委嘱する予定である。

前回、中野委員から質問があった複数校の学校運営協議会委員を兼務している委員について、877人のうち87人が兼務している。87人のうち、2校を兼務しているのは82人、3校は4人、4校は1人である。地域コーディネーターが兼務していることが多く、その他に、青少年育成会議の委員、主任児童委員、学識経験者が兼務している。

教 育 長

議案について意見、質問を求める。

中 野 委 員

兼務している人も1人として数えているのか。

学校教育課長

各学校から報告のあった実人数が877人である。

中 野 委 員

小中一貫教育を推進していて、地域の皆さんと共有していくことが必要であるので、大変ではあるが、この人数は増えていくことになるのだろうと思っている。そ

して、地域コーディネーターや青少年育成会議の委員がこの中に入ってくることで、車の両輪として連携した動きがスムーズになってくる。

社会教育課長

今後、地域と学校が連携する形の中で、一番やりやすい方向だと感じている。

教 育 長

それでは、報告第 12 号についてはご承認いただけるか。

原案どおり承認

教 育 長

報告第 13 号専決処分した事件の承認について上程、説明を求める。

教育総務課長

上越市いじめ問題対策連絡協議会は、いじめの防止等のための対策の推進について協議し、関係機関等相互の連携を図るために設置しているものである。

このたびの専決処分は、関係機関の代表者の変更に伴い、上越市教育委員会教育長に対する事務の委任及び専決規則第 3 条の規定に基づき、上越市いじめ問題対策連絡協議会委員 1 人を専決処分により委嘱及び解任したものである。

委嘱及び解任の発令日は令和元年 5 月 13 日で、任期は同日から前任者の残任期間である令和 3 年 3 月 31 日までである。

教 育 長

先日、上越市いじめ問題対策連絡協議会を開催し、それぞれの意識を統一するためにいじめの事例研究などもさせていただいたところである。その中で申し上げたこととして、今のルールとしては、子どもが精神的苦痛を受けたと感じた時点でいじめ認知となる。認知件数が上がっているということで、その点では解釈は明快で分かりやすかったわけだが、それがひとり歩きすると、家に帰った子どもの元気がない時に、ご両親が理由を聞いて、その発言をもとにご両親からいじめではないかという報告がある。そういうケースの場合に、身体的な危機感の度合いをよく判断してどのように整理するか、つまり、学校が本来持っている子どもたち同士の関係を尊重して解決していかないと、一方的な申し入れ、例えば今は申し入れが非常に過激になっていて、すぐにクラス会で取り上げて反省会をしてほしいとか、二度と起こらないように皆に周知して、その際には誰がいじめたかをはっきりクラスで言うべきだというようなリクエストが来る。それに安易に乗ってしまうと、いじめたとする子どもの気持ちが追い付かないままにそういう事態になってしまう。命の危険性は当然なので、ルールはルールだが、対応の時には、あまりしぼられずに学校が本来持っている機能をいかしながら解決してほしいということを最近特に思っている。ただし、そう言って緩めてしまうと、今度は命の問題もあるので、なかなか現場は大変だと思う。教員OBの先生方からは、自分の時代はそうではなく、子どもと親を両方呼んで話をすれば分かったのにといいご意見もいただいたが、かなり難しくなっていると思う。保護者も含めた全体的な理解の上でということ、それぞれの委員の皆さんから幅広く関わってもらうことが大事だという認識を持っていただいて会を閉じたところであるが、しっかりと取り組んでもらいたいので、教育委員の皆さんからも気付いたことがあればお話いただきたい。

議案について意見、質問を求める。

中 野 委 員

子どもたちの生活環境について、ひとつの家族の中にいる子どもの数が減っている。子どもが 1 人という家庭も多く、祖父母や兄弟がいれば、人と人との関わりの中で様々な対応の仕方を覚えていくが、大事に育てられていると、学校などの大きな集団に入った時に色々なトラブルが起こる。自分の主張を通したり、共働きの両親の注目を自分に集めるためにいじめられていると言ってみたり、これに似たようなことが多く起きている。教育長の話にもあったように、いじめられたとえばその家庭が強くなるというような状況にあるということである。保育園でもそのような状況があり、そのまま小学校へ行ってしまうということがあるので、小学校 1 年生の担任の先生はとても重要である。そこに新採用の先生やベテランであっても考えが固まってしまっている先生が入ると、うまくいかない。保護者との関係をよく理解し、親子の関係も含めてうまく指導してもらえよう先生が必要だし、周囲

の大人も大事である。そういう環境で子どもが育っていくからこそ、地域で様々な体験をさせるということを徹底的にやっておかなければいけない。育成会議の在り方もそういう面も含めて考えないと、大変なことになっていくだろうと思っている。そういう認識を持たなければいけない。

学校教育課長

学校側の指導として、特にいじめられた側の保護者や子どもたちの心情に寄り添って対応できていないところが多々見られている。対応が先延ばしになっていたり、対策の見通しを保護者に返していないために、保護者が不安になって単独で動いてしまったりして、事案が大きくなっているケースがある。これはいじめ問題だけでなく、アレルギー対応のミスなども含め、保護者からの訴えを受けて、親身になって対応するよう校長会で指導をしてきたところだが、今後も継続して話をしていきたい。

教 育 長

なかなか厳しい状況で、学校だけで解決できないこともあるので、引き続き教育委員会としてアンテナを高くして、学校を支援していきたい。それは結論的に言えば、子どもたちをすこやかに育てていくためであるので、温かい対応をしていきたいと思っている。いじめ問題は大きな問題であるので、常に課題意識を持って臨みたいと思っている。

それでは、報告第 13 号についてはご承認いただけるか。

原案どおり承認

教 育 長

報告第 14 号専決処分した事件の承認について上程、説明を求める。

教育総務課長

上越市キャリア・スタート・ウィーク実行委員会は、職場体験活動を円滑に実施するために設置しているものである。

このたびの専決処分は、関係機関の代表者の変更に伴い、上越市教育委員会教育長に対する事務の委任及び専決規則第 3 条の規定に基づき、上越市キャリア・スタート・ウィーク実行委員 1 人を専決処分により委嘱及び解任したものである。

委嘱及び解任の発令日は令和元年 5 月 13 日で、任期は同日から前任者の残任期間である令和 2 年 3 月 31 日までである。

教 育 長

前回も話をしたが、商工会議所の会頭からはキャリア・スタート・ウィークについて全面的に協力するので、しっかりとやってほしいということをおっしゃっていただいているので、大変心強く思っている。5 日間のキャリア・スタート・ウィークが継続されるよう、さらに努めていきたいと思っている。

議案について意見、質問を求める。

委 員

意見、質問なし

教 育 長

それでは、報告第 14 号についてはご承認いただけるか。

原案どおり承認

閉会宣言

午後 3 時 35 分

令和元年 6 月 25 日

上越市教育委員会

教育長

野澤 朗

会議録署名委員

徳道 茂